３　刑法施行日の前日までの間における第二条改正後入管法第七十一条の六の規定の適用については、同条中「拘禁刑」とあるのは、「懲役」とする。刑法施行日以後における刑法施行日前にした行為に対する同条の規定の適用についても、同様とする。

（刑事訴訟法等の一部改正に伴う経過措置）

第二十条　第二条改正後入管法第五十五条の二第二項第三号の規定は、刑事訴訟法等の一部を改正する法律（令和五年法律第二十八号。以下「刑訴法等改正法」という。）附則第一条第六号に掲げる規定の施行の日の前日までの間は、適用しない。

（行政不服審査法の一部改正に伴う経過措置）

第二十一条　デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和五年法律第　　号。以下「デジタル規制改革推進法」という。）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日の前日までの間における第二条改正後入管法第五十五条の七十二第二項及び第五十五条の七十三第三項の規定の適用については、これらの規定中「総務省令」とあるのは「掲示し、かつ、その旨を官報その他の公報又は新聞紙に少なくとも一回掲載して」と、「法務省令」とあるのは「掲示して」とする。

（特別永住者証明書の有効期間に関する経過措置）

第二十二条　第一号施行日前に交付された特別永住者証明書（特例法第七条第一項に規定する特別永住者証明書をいう。以下この条において同じ。）の有効期間及びその更新については、なお従前の例による。

２　前項の規定によりなお従前の例によることとされた第三条の規定による改正前の特例法第十二条第一項の規定により特別永住者証明書の有効期間の更新の申請をする場合における第三条の規定による改正後の特例法第十九条第二項の規定の適用については、当該特別永住者証明書の交付を受けた特別永住者は、その申請の日が十六歳の誕生日（当該特別永住者の誕生日が二月二十九日であるときは、当該特別永住者のうるう年以外の年における誕生日は二月二十八日であるものとみなす。）である場合においても、十六歳に満たない者とみなす。

３　第一号施行日から施行日の前日までの間における前項の規定の適用については、同項中「第三条の規定による改正後の特例法第十九条第二項」とあるのは「特例法第十九条第二項」とする。

４　前三項の規定は、出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律（平成二十一年法律第七十九号）附則第二十八条第一項の規定により特別永住者証明書とみなされる登録証明書であって同条第二項（第一号に係る部分に限る。）の規定によりその有効期間が当該登録証明書を所持する特別永住者の十六歳の誕生日が経過するまでの期間とされているものの有効期間の更新の申請についても、適用する。

（政令への委任）

第二十三条　この附則に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

（道路交通法の一部改正）

第二十四条　道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）の一部を次のように改正する。

第百七条の二中「第六十一条の二の十二第一項」を「第六十一条の二の十五第一項」に改める。

（労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律の一部改正）

第二十五条　労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和四十一年法律第百三十二号）の一部を次のように改正する。

第二十八条第一項中「、在留資格（」を「並びに」に、「をいう。次項において同じ。）、在留期間（」を「以下この項及び次項において「在留資格」という。）及び」に、「をいう。）」を「（その者が在留資格を有しない者であつて、同法第四十四条の五第一項又は第六十一条の二の七第二項の規定による許可を受けて報酬を受ける活動を行うものである場合にあつては、これらの許可を受けている旨）」に改める。

（行政手続法の一部改正）

第二十六条　行政手続法（平成五年法律第八十八号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第十号中「難民の認定」を「出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第六十一条の二第一項に規定する難民の認定、同条第二項に規定する補完的保護対象者の認定」に改める。

（国際受刑者移送法の一部改正）

第二十七条　国際受刑者移送法（平成十四年法律第六十六号）の一部を次のように改正する。

第四十四条第二項中「第四十七条第五項、第四十八条第九項又は第四十九条第六項」を「第四十七条第五項後段（入管法第四十八条第十項及び第四十九条第七項において準用する場合を含む。）」に、「同法第五条第一項第五号の二」を「入管法第五条第一項第五号の二」に、「同法第五条第一項第九号中「退去した」とあるのは「出国した」を「同項第九号中「退去の日から」とあるのは、「出国した日から」に改める。

（武力攻撃事態及び存立危機事態における捕虜等の取扱いに関する法律の一部改正）

第二十八条　武力攻撃事態及び存立危機事態における捕虜等の取扱いに関する法律（平成十六年法律第百十七号）の一部を次のように改正する。

第二十二条第一項第二号中「第四十条」の下に「（第四十四条の四第四項において準用する場合を含む。）」を加える。

（出入国管理及び難民認定法第二条第五号ロの旅券を所持する外国人の上陸申請の特例に関する法律の一部改正）

第二十九条　出入国管理及び難民認定法第二条第五号ロの旅券を所持する外国人の上陸申請の特例に関する法律（平成十七年法律第九十六号）の一部を次のように改正する。

本則中「同条第二号」を「同条第一号」に、「同条第三号」を「同条第二号」に改める。

（出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律の一部改正）

第三十条　出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律の一部を次のように改正する。

附則第十九条第二項中「新入管法第六十一条の九の三第二項及び第三項」を「入管法第六十一条の八の三第二項及び第三項」に改める。

附則第四十条中「新入管法第六十一条の九の三第二項各号」を「入管法第六十一条の八の三第二項各号」に、「新入管法第十九条の七第二項」を「入管法第十九条の七第二項」に改める。

（自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律の一部改正）

第三十一条　自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律の一部を次のように改正する。

第一条第二項中「第六十一条の二の十二第一項」を「第六十一条の二の十五第一項」に改める。

附則第十六条中「附則第五条の規定による改正後の」を削り、「第六十一条の二の二第一項第四号及び第六十一条の二の四第一項第七号」を「第六十一条の二の二第一項第二号及び第六十一条の二の四第一項第八号」に改める。

（外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律の一部改正）

第三十二条　外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成二十八年法律第八十九号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項第一号中「第二条第二号」を「第二条第一号」に改める。